

目黒区CKD重症化予防保健指導業務委託概要

1 件名 目黒区CKD重症化予防保健指導業務委託

2 履行期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 委託内容等

(1) 委託内容

区が抽出したCKD重症化予防業務の対象者に対して、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」(平成28年3月24日に日本医師会、日本糖尿病対策推進会議及び厚生労働省において締結された、糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定に基づくもの。以下同じ。)及び「CKD診療ガイド」(日本腎臓学会編、以下同じ。)に基づいた保健指導及びそれに関する業務とし、以下のことを主な業務とする。ただし、詳細は区と受託者が協議の上、決定する。

- ① パンフレットや申込書を同封したCKD重症化予防保健指導業務の案内を対象者に発送。発送書類全ての作成及び印刷を含む。
- ② 対象者への利用勧奨のための電話掛け。また、対象者が生活習慣病治療のため通院していない場合は、医療機関への受診勧奨を併せて行う。
- ③ 対象者からの申込み受付及び申込み受付状況を区へ提出する。また、生活指導確認書(かかりつけ医が記載する用紙)を作成し、申込者へ送付する。
- ④ 申込者に対する保健指導の実施(事業者は申込者と面談を行い、生活指導確認書を踏まえた生活習慣の改善のための6か月間の支援計画を作成する。6か月間の支援計画期間中には、受託者が申込者に面談や電話、手紙による支援を行い、6か月経過後に評価を行う。)並びに保健指導の実施後6か月及び12か月にフォローアップ支援として、受託者が申込者に面談や電話、手紙による支援を行う。(ただし、フォローアップ支援については、この契約とは別に、随意契約を締結する予定である。)
- ⑤ 利用者に対して実施結果通知を交付する。
- ⑥ 未修了者に対して継続勧奨を行う。
- ⑦ 利用者からの相談などに対応する。
- ⑧ 実施報告書をかかりつけ医及び区へ提出する。
- ⑨ 業務全体を分析した資料を区へ提出する。

【別紙の別紙「CKD重症化予防保健指導業務の概略図」を参照】

(2) 保健指導の内容

「(1) 委託内容」の④の申込者に対する保健指導の実施については、以下のことを全て満たすこと。

- ア 個別面談は3回行うこと(申込者が希望した場合は訪問も可。)。なお、個別面談は各回60分程度行うこと。
- イ 個別面談において指導する内容については、口頭による説明だけでなく、利用者の手元に残る媒体(紙など)を使用し、利用者に対して交付すること。
- ウ 喫煙者又は飲酒量が多い者に対して、禁煙又は減酒支援を行うこと。
- エ かかりつけ医が服薬指導の必要があると認めた場合は、かかりつけ医と連携して服薬指導を行うこと。
- オ セルフモニタリングのツールを用意し、検査数値など客観的指標によって、利用者が自己評価できるようにすること。
- カ 電話による支援は3回以上とすること。ただし、利用者の同意があった場合は、手紙などの支援に代えることができるものとするが、電話による支援の効果と同等以上の効果を出すこと。

(3) かかりつけ医への実施報告書の提出

「(1) 委託内容」の⑧実施報告書のかかりつけ医及び区への提出については、以下のことを全て満たすこと。

ア 個別面談後と最終評価時において、実施報告書をかかりつけ医及び区へ提出すること。その他、必要に応じて適宜、実施報告書をかかりつけ医及び区へ提出すること。

イ 実施報告書の内容については、個別面談における指導した内容に留まらずに、必要に応じてかかりつけ医への連絡事項なども記載すること。

(4) 対象者

基礎疾患等（糖尿病、高血圧症、脂質異常症若しくは高尿酸血症又は肥満、喫煙）がある又は疑われる方で腎機能の低下（「CKD診療ガイド」におけるCKD重要度分類でオレンジ及び赤の該当者。ただし、eGFR15未満を除く。）が認められる方のうち、700人程度。

ただし、基礎疾患等の基準は別途、協議する。

(5) 教材、帳票、機材等

パンフレット、申込書及び生活指導確認書の他、使用する教材、帳票、機材等については、受託者が用意し、事前に区の承認を得る。

(6) 面談の会場・日時

ア 面談会場は、訪問する場合を除き区が区の施設を用意する。会場使用料は無料とする。

イ 面談の会場において、受託者は利用者のプライバシーの確保に留意する。また、会場は禁煙とする。

ウ 受託者は面談会場の使用に際して、準備・設営（教材等の搬入などを含む。）から片づけまで必要な作業を全て行う。また、利用者に対し、面談会場までの案内、誘導の措置を講じる。

エ 受託者は面談の日時について、区と協議し決定するものとする。

(7) 情報通信技術を活用した面接等の実施

情報通信技術を活用した面接等（以下「遠隔面接等」という。）の実施に当たっては、受託者は個人情報の保護、取扱いに細心の注意を払い、これを行うことができる。ただし、遠隔面接等を実施しようとする場合は、別途、区と協議の上、これを行う。

(8) 連絡、相談、苦情対応体制の整備

受託者は次のとおり対応する。

ア 対象者や利用者からの連絡、相談、苦情に迅速かつ適切に対応するため、連絡体制マニュアルを整備する。

イ 対応マニュアルの整備等により、情報を共有し、従事者が統一した対応をする。

ウ 区への連絡、報告について、迅速かつ確実に実施する。

(9) 医師会への説明会

受託者は対象者宛てのパンフレットや申込書等の送付の前において、一般社団法人目黒区医師会に対して、説明会の場で保健指導等の内容を説明する場合がある。説明会の会場は区又は一般社団法人目黒区医師会が用意する。

4 契約種別

単価契約とする。

5 安全管理・事故対応

受託者は、この業務を行うに当たって、安全管理に十分な注意を図る。事故及び損害賠償の責めは、受託者が負う。万が一、事故等が発生した場合は、直ちに適切な処理を講じた上で、遅滞なく区に事故の内容や対応等について報告する。

利用者のけがなどに対して適切な補償を行うため、適当な保険に加入するなど適当な方策を講じること。

6 視察等

区は、受託者の履行状況（個人情報の取扱い等を含む）を確認するため、必要に応じて視察や立入り調査を行う。受託者は、区から視察や立入り調査を求められた場合は、これに応じる。

7 個人情報保護

受託者は、仕様書に付随する「機密情報の取扱いに関する標準特記仕様書」に従って業務を遂行する。また、受託者は、個人情報保護法や同法を基礎として策定された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、受託者としての安全管理措置を講ずる責務があり、具体的には、個人情報保護に係る規程の整備、管理監督等のための組織体制の整備、個人データの盗難・紛失等を防ぐための物理的な安全措置等、個人情報の管理について、万全の対策を講じる必要がある。

8 再委託

この業務を行うにあたり、受託者がやむを得ず第三者に再委託を行う場合は、事前に再委託内容・再委託先・理由等を書面に記載の上、区に申請し、承諾をされなければこれを行うことはできない。

ただし、この業務の全部又は主たる部分（面談、継続的な支援又は実績評価等）を再委託すること及び再々委託することは禁止する。

また、再委託の受託者は契約書等の内容を遵守し、全ての責任はこの業務の受託者が負うものとする。

9 次年度の契約継続

令和9年度における業務の履行状況が良好であると認められた場合には、翌年度以降2年間を限度に随意契約により契約締結する可能性がある。

この他、保健指導の実施後6か月及び12か月に行うフォローアップ支援の業務については、別途、随意契約締結を行う予定である。

以 上